

## 第 145 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課管理係

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 6 日（金）午後 6 時～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出 席 者 会 長：堀江典子  
委 員：西貝孝之、大槻亨、高松さとし、吉田ゆりこ、  
とや英津子、浅沼敏幸、やない克子、植松正一、  
西貝嘉隆、須永文子、三浦雄二、和崎禎介  
内堀比佐雄、本橋世紀子、加藤政春、篠田英徳  
理事者：環境部長、環境課長、みどり推進課長、  
都市計画課長（都市整備部参事事務取扱）、  
開発調整課長、道路公園課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 1 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第
  - 1 開会
  - 2 審議
    - (1) ねりまの名木の解除について（諮問第 186 号）
    - (2) ねりまの名木の解除について（諮問第 187 号）
  - 3 報告
    - (1) 保護樹木の新規指定について
    - (2) 保護樹木の指定解除について
    - (3) 街かどの森の開設について
    - (4) みどりの豊かさを評価するための新たな手法の検討状況について
  - 4 閉会
- 7 会議内容

みどり推進課長 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。  
事務局を担当する、みどり推進課長の塩沢と申します。よろしく  
お願いします。

今回は正副会長の日程調整により午後 6 時からの開催といた  
しました。

開会に当たり事務局から出席委員数を報告します。ただいま  
の出席委員数は 18 名で、当委員会の定数は 21 名です。過半数  
の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。

藤崎委員、鈴木委員、中村委員から欠席とのご連絡をいただ

いています。金子副会長は遅れて来るとお考えですので始めたいと思います。理事者では都市農業課長が公用のため欠席です。以上です。会長、よろしく申し上げます。

会 長           本日は定例と異なるお忙しい時間帯にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。7時半ぐらいまでには終わらせたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。最初に事務局から資料の確認をお願いします。

みどり推進課長   本日の資料を確認します。事前に送付した資料です。まず、本日の次第です。  
その下に資料1「諮問第186号、ねりまの名木の解除について」、資料2「諮問第187号、ねりまの名木の解除について」。  
資料3-1および3-2、どちらも保護樹木の新規指定、その1、その2です。  
資料4-1と4-2、どちらも保護樹木の指定解除についてが1枚ずつです。  
次に資料5「街かどの森の開設について」が1枚、資料6「みどりの豊かさを評価するための新たな手法の検討状況について」とその別紙です。  
本日、机上に「農の風景育成地区制度について」の参考資料を1枚置いています。  
資料は以上です。過不足等ありましたらお知らせください。

会 長           皆さん、資料のご確認よろしいですか。  
では、次第に沿って進めます。次第の2番、諮問案件の審議に入ります。今回はねりまの名木の指定解除が2件あります。2件まとめて事務局から説明をいただいた上で皆様のご意見を頂戴したいと思います。事務局、よろしくお願ひいたします。

みどり推進課長   それでは、今回の審議案件(1)、(2)は一括してご説明をさせていただきます。  
資料1「諮問第186号 ねりまの名木の解除について」です。所在地は石神井台二丁目29番先です。案内図にあるように、都立石神井公園内にあるユリノキです。高さ32m、幹周り3.3mの大木です。写真にあるように、根元にサルノコシカケが繁殖し、腐朽が激しく倒木のおそれがあるため、管理者である東京都から解除の申し出があったものです。  
資料2「諮問第187号 ねりまの名木の解除について」です。所在地は石神井台八丁目21番先です。案内図にあるように、

けやき憩いの森の中にあるツルウメモドキです。もとは直径70cmの大きな樹木でしたが、樹勢が弱く枯死していたため、所有者から解除の申し出がありました。憩いの森内で利用者の支障となることから区が9月に撤去しました。

本体は既になく、その一部が細い樹形として残っている状況を下の写真でお示ししています。これは名木の対象ではなく、本体を解除するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

会 長 説明ありがとうございました。

いずれも平成5年に名木指定された樹木2本が名木の解除ということです。これに関して、ご意見、ご質問ありますか。

A委員 名木に指定した平成5年の時点でどの程度の樹齢に達していたのか、寿命との関係で分かりますか。

みどり推進課長 指定した時点での細かいデータはありません。指定の際は、その樹木の種類あるいは勢い、大きさを判断しています。樹齢は情報として所有者からいただいておりますが、今の段階でもわからない状態です。

A委員 指定のときに、その辺りの調査はしてないと理解してよろしいですか。

みどり推進課長 高さ1.2mで幹周りが150cm以上の樹木を対象に指定しています。そのときに健全度も調査し、キノコが生えている、あるいは仮死のものは指定の対象になりません。ただ、そのときに樹齢は条件に入っておりません。

A委員 指定する際に、管理の仕方や、どう守るかを、先ほどの木の勢い、健康度、樹齢も含めて明らかにすることが適切な管理の方法に結びつき、長い期間名木の成長を支えられると思うので、ぜひそういう観点も今後考えていただきたいと思います。

意見として申し上げます。

みどり推進課長 指定の後、5年おきに調査、確認をしています。その点検をしながらも、だんだん衰えてきてしまった。また老木であったことも要因の一つとしてあるのではないかと。平成5年ですから20年たっている。その中で点検をしながら管理してきました。

環境課長

指定のときは、先ほどみどり推進課長が申し上げたとおりですが、例えば歴史性のあるものは名木の指定理由の中に入れていたものもあります。一般的なものは太さなどを理由にしています。実際に樹齢を調べることは困難ですが、歴史性等も見ながら推薦をいただいて、選定委員会を通じて当時は選定してきていますので、ご理解いただければと思います。

会 長

A委員、よろしいですか。

他にご意見、ご質問などありますか。

名木として 20 年間指定され続けてきたものを解除せざるを得ないのは非常に残念なことです。周辺にお住まいの方々も残念に思っているのではないかと思います。

他よろしいでしょうか。

それでは次に、次第の 3、報告事項に入ります。保護樹木に関する(1)と(2)です。事務局から説明をお願いします。

みどり推進課長 報告事項の(1)、(2)です。保護樹木の新規指定 2 件と指定解除 3 件を、資料 3 と資料 4 とを用いて一括でご説明します。

資料 3-1「保護樹木の新規指定について(その 1)」です。所在地は桜台一丁目、所有者の敷地内にあるソメイヨシノ 1 本です。幹周りおよび指定年月日は記載のとおりです。

2 件目の資料 3-2 をお願いします。所在地は桜台四丁目、こちらも所有者の敷地内にあるケヤキ 1 本です。幹周りおよび指定年月日は記載のとおりです。以上 2 件の新規指定については、いずれも樹形、樹勢等を確認し、保護樹木としてふさわしいものであると判断したものです。

資料 4-1「保護樹木の指定解除について」です。上の段の 1 番は所在地が小竹町一丁目、樹種はサクラ 1 本です。解除の経緯ですが、2 メートル近い擁壁の上にこの樹木が立っており、根元が腐朽し、倒木のおそれがあるため、所有者から解除の申し出を受けたものです。次にその下の 2 番です。所在地が石神井町八丁目、樹種はケヤキ 1 本です。解除の経緯ですが、こちらも根元にキノコが繁殖し、腐朽が激しく倒木のおそれがあるため、所有者から解除の申し出を受けたものです。恐れ入ります、1 枚おめくりいただきまして、資料 4-2 をお願いします。所在地は石神井台一丁目、こちらは都立石神井公園内にあるソメイヨシノ 1 本です。解除の経緯ですが、内部腐朽が進み枯死しており公園内にあることから危険回避のため伐採をしたもので、東京都から滅失の届けを受けたものです。説明は以上です。よろしくをお願いします。

会 長           この指定解除の資料 4-2 は既に伐採がされている。その前の資料 4-1 の 2 本は、倒木のおそれがあるとのことですが、現状はどうなっていますか。

みどり推進課長   先週の段階では、枝振りはこの様に茂ってない状態ですが、木はまだ残っており、所有者から早急に切っていくと聞いています。

会 長           わかりました。ありがとうございます。  
                  以上の案件に、ご意見、ご質問などあれば、お願いします。

B 委員           一般的な質問をしますが、サルノコシカケ等のキノコが発生してからどれくらいの期間をかけて、根に影響を与えていくのか教えてください。

みどり推進課長   一概にサルノコシカケ、キノコの繁茂を即、危険と判断はできません。一つの目安になります。

                  キノコがあつて、幹の周りが腐っていても、上のほうは茂っている状態はよくあります。強風等で倒れるおそれがあるので、その場合は診断をした上で、あるいは診断をする前に完全にキノコと一緒に腐っている場合は伐採の対象になります。ただ、木によって、それぞれ状況が違います。

B 委員           老朽化したものにキノコが生えやすいのか、新しいのにも生えるが、早く見つけて、除去すれば影響がないのか、その辺を教えてください。

みどり推進課長   キノコが生えているから腐る、あるいは腐っているから生えるというところは一概には言えない部分です。専門的な話になってくるのですが、キノコが生えても茂っている。あるいは生えてなくても腐っているというところがありますので、非常にその判断というのは難しいところかと。

会 長           5 年ごとに樹木医の方等が健康診断をやっているわけですよ。その段階で大丈夫なのか判断するというチェック体制になっていると私は理解していたのですが。

みどり推進課長   キノコも突然繁殖するものではなく、5 年間の中で増え、木の中を侵食していきますが、腐朽していく一つの大きな原因として目安になります。

会 長

B委員、いかがですか。

キノコが生えているから即ではないと思います。ただ、弱っていく要因は様々あると思います。他のものに寄生される、根の張りの問題、土壌の乾燥、大気の汚染、様々な気象条件、他の病虫害、様々あると思います。しかし、なるべく健康な状態で長生きさせられるように、5年ごとのチェック体制が機能するようになればいいと思います。

他にご意見、ご質問などいかがでしょうか。

それでは次に、3番目「街かどの森の開設について」です。こちら事務局長からご説明をお願いします。

みどり推進課長 報告事項(3)、資料5をお願いします。街かどの森の新規の開設についてです。

区では土地所有者から屋敷林などの樹林地を無償でお借りして、憩いの森または街かどの森として整備を行い、その保全を図りながら、区民がみどりに親しみ、憩えるスペースとして区民に開放しているものです。憩いの森と街かどの森は条例上、面積で区分している市民緑地です。憩いの森は1,000㎡以上、街かどの森は300㎡以上1,000㎡未満としており、いずれも区が定期的に樹木管理を行っています。

名称は、現在は仮称ですが、高松一丁目街かどの森。所在地は高松一丁目35番先になります。

当該地は農の風景育成地区の区域内であり、写真でもおわかりのように、良好なシイノキの樹林からなる屋敷林の一部です。

面積は約700㎡で街かどの森として平成28年1月の開設を予定しています。

当該地の開設により区内の憩いの森・街かどの森合わせまして、合計48カ所、面積にして102,150.33㎡となります。

机上配付した参考資料で、農の風景育成地区の制度の概要をご説明します。

制度の概要です。東京都が減少しつつある農地を保全し、農の風景を将来に引き継ぐことを目的に農の風景育成地区制度を平成23年8月に創設しました。この制度では、東京都と区市町が協力して、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用することとしています。練馬区で第1号となる高松一・二・三丁目農の風景育成地区が本年6月に指定されました。

高松地区の申請理由は2つあります。1つ目は当地区が区民農園あるいはブルーベリー観光農園など、農と触れ合える場が多彩であり、まとまりのある農地が多いこと。2つ目として、

屋敷林や憩いの森、公園、緑地などまとまりのある樹林地があり、農地と相まって農の風景が形成されているとの理由からです。

参考資料は、後ほどお目通しいただければと思います。

資料5の街かどの森の開設の資料にお戻りください。中段に区域図があり、赤く囲まれた区域が高松一・二・三丁目農の風景育成地区で、その東側、図面の右側に緑のハッチング部分が今回の開設箇所となります。今後も民有の貴重なみどりをしっかり保全、管理していきたいと考えています。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

会 長                    それでは、この件について、ご意見、ご質問などありますか。

C委員                    憩いの森とありますけれども、この屋敷林は個人の宅地ですか、農地ですか。

みどり推進課長    農地ではないです。

C委員                    すると、個人の宅地を開放するものと考えてよろしいですか。

みどり推進課長    そうです。今まで家の敷地として、その持ち主が管理していたものを今度は区が表面的な管理を行い、指定しますので、第三者が入ってきます。したがって、フェンスなど管理を明確にしないと、人の家の庭まで入ってきてしまいます。そこで管理をすることに、了解をいただいた上で指定に至っています。

C委員                    フェンス等をつくる考え方もあるわけですね。

みどり推進課長    はい。区がつくれます。また、入り口も区民が入りやすいよう、区でつくって開放します。

C委員                    もう1点、申請理由のうち区民農園、ブルーベリー観光農園についてはいいですが、高松地区をまとめた戦略特区的なものとしているならば、今後は練馬区として「農のある町を探索しよう」といった、パンフレットの的なもの、散歩道等をつくる予定はありますか。

みどり推進課長    この制度を活用すると、いわゆる都市計画公園として位置づけることが可能になります。今後は区民農園等で農業の風景を残していく。

練馬区では第1号のケースです。今後の発展については、この地区で成功させつつ、区内他の地域に発信し、今後広めていけばいいと考えています。したがって、パンフレット等も、その中で考えていきます。

都市計画課長 現在、区内でこの様な町を紹介するパンフレットとして、都市計画課では「ねりまの散歩道」を発行しています。また、類似した区の観光スポットを紹介する地図は各所管で様々出しています。制度として発足したばかりですが、地図の改定の際に、その中へ落とし込んで、これの知名度を高め、普及を図っていきたいと考えています。

C委員 練馬区で直売所マップをつくっていますね。例えば農のある風景ですから、そこに付随して一緒にこういうものを載せてもいいわけですね。

都市計画課長 はい。

C委員 わかりました。

会 長 パンフレットだけでなく、ホームページ等でも広報していくということですね。あと現地にも何か案内するものを区で設置しますか。

みどり推進課長 今のところ、エリアを示す大きな看板はまだ立っていません。いずれにしても、風景を残していくために、時間をかけて、考えなくてはならないと考えています。

会 長 私有地を区でお借りして公開していくというものですよね。様々な人が入ってくる上でのマナーが問題になるようだと、この制度自体が先行き怪しくなっていく可能性もあると思いますので、利用者が大事にするように、何か必要かと思います。

マナー看板は公園とかでは多過ると思う所もあります。何か工夫してくれればと思います。

みどり推進課長 憩いの森は農の風景とは関係なく、区内どこでも要件を満たせば指定されるものです。所有者の庭先だった場所を区民に開放するので、トラブルなく、入りやすい環境づくりや整備も進めていかなければ、開放する意味がなくなります。十分に気をつけながら管理、開拓していければと考えています。



会 長 他にご質問、ご意見などはありませんか。この辺りにお住まいの方はいらっしゃいますか。

D委員 ここで伺って、初めて自分の住んでいる場所がそうになっていたと知ったのですが。何かで発表があったのでしょうかけれども、あまり積極的には住民にはわかるようにしないのでしょうか。

みどり推進課長 今回、指定するに当たり、赤い枠の約 35ha にお住まいの方一軒一軒にポスティングしています。その上で説明会等もやっていますので。皆さんの合意もいただき東京都に申請しました。

会 長 伝えたとしても、伝わっているかはまた別問題ですので、そこはうまく合致するようにとします。  
他にご意見、ご質問、この際ですから何かありますか。特によろしいですか。また何かありましたら、後でもいいかと思えます。  
もう一つ、報告事項(4)について、説明をお願いします。

みどり推進課長 報告事項(4)、資料6をお願いします。「みどりの豊かさを評価するための新たな手法について」ですが、当委員会の諮問案件となっており、本日は検討状況について、ご報告させていただくものです。

前回の当委員会で、評価手法の主な検討内容を、ご説明しましたが、その中でより具体的な評価項目や指標をお示しすると、お話ししました。現在も細部にわたり作業を行っており、検討委員会で意見をいただき取り組んでいます。本日は前回より少し具体的なところを抜粋ではありますが、ご説明したいと思えます。

資料6のこれまでの経緯は記載のとおりであり、2の検討の流れも前回お示しした図面と同じものです。

3の評価項目案の(2)、質の評価について、別表の質の評価検討案をお願いします。

一番左側に大区分として、数字のIからVIの項目があり、その右側に中区分、視点、評価項目の例示を記してあります。

一番上のみどりの骨格形成は、2つの中区分に分かれており、都市の環境骨格形成については、区の特性を踏まえたみどりのネットワークの健全な形成・保全等の視点をもとにみどりの拠点や軸の整備および緑化状況の評価項目として挙げています。

また、II番目の環境保全機能では、優れた自然環境を中区分として、区の自然特性を踏まえ、生物多様性の高いみどりが

健全に保全されているかどうかということの視点をもとに、例えば生物多様性への寄与度の高い樹林地の数と面積を評価項目として挙げています。

また、IV番目の防災機能は、災害の危険防止として、防災・減災に資するみどりが健全に保全されているかどうかとの視点をもとに、水害も含めまして地盤災害危険箇所を保全する緑地の数などを評価項目として挙げています。

また、V番目の練馬らしい景観形成機能については、練馬区を代表する景観、特徴ある歴史風土景観、そして地域の優れた空間の3つに区分して、練馬の景観を特徴づけるみどりである農地や樹林地等が保全されているかどうかとの視点をもとに、例えば農地と屋敷林が一体である箇所の数、寺社林の数と面積、素敵な風景100選の数といった様々なところを評価項目として挙げてあります。

本日お示ししたものは評価検討案の抜粋であり、本来は、この中にさらに小区分、施策の方向性など細かな視点が盛り込まれていきますが、みどりの評価手法を検討するに当たり、現在の作業をイメージしていただければと思います。

非常に難しい取り組みですが、練馬のみどりを質の観点を立体的・客観的にあらゆる角度で踏み込み、みどりの豊かさを評価するための新たな手法をまとめたいと考えています。

恐れ入ります、資料6にお戻りください。裏面は今後の予定です。明年1月の本委員会で、検討委員会の意見も踏まえ、一定程度まとめる予定です。その新たな評価手法を説明し、加えて、その手法を用いて行う区内2地区でのプレ評価について、ご説明したいと考えています。具体的な形が出るとさらにわかりやすく説明できると考えています。

長くなりましたが、報告は以上です。よろしく申し上げます。

会 長

説明ありがとうございました。これは、E委員、F委員、と私が入って、事務局ワーキンググループと議論しながら進めています。

皆様のご意見を伺えるのは、今日が2回目の中間報告です。今日いただいた意見をまた反映し、固めていくことになると思います。ご質問、ご意見などありましたら、ぜひ頂戴したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

G委員

資料5で言いたいのですが、写真を見ると、まだ人が入っていないから非常にきれいな状態です。遊歩道ではないですが、なにか整備しないと、人が入って来ると、ばらばらに入っ

まい、ここに生えている様々なものがだめになってしまうと思うのです。

8月に見学させてもらいましたこどもの森のほうに、農家の同じようなところ（羽沢3-30羽沢けやき憩いの森）があり、見せてもらいました。そこはまだばらばらで、入るとどこでも通れるような状態になっている。

きちんと残すとしたら、人の歩くところに杭を打ち、ひもを引く等しないと、中にはいい草も花もあると思うのですが、周りが全部だめになってしまう。自然を残すならば、そこも考えないといけないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

みどり推進課長 区民の皆様にご利用していただくため安全に散策を楽しんでいただける環境づくりが重要だと思っています。一方で、所有者の方の意向も踏まえながら、その草花や小さな低い木も含め、どう残していくかもあわせてこの開放を考えていきたい。

大きさによるのですが、園路や柵のある憩いの森もあります。ここは700㎡で、入り口が1カ所しかないので、一回りして、また同じところに出るような形状です。街かどの森は面積的には狭いためこの様な形状になっています。

委員ご指摘のように、下草の部分や、所有者の意向も踏まえて、使いやすいようにしたいと考えています。

G委員 オープンにしてしまうと、大人は大丈夫だと思うのですが、お子さんが来ると、どこでも関係なく入ってしまい、せっかくの環境が潰されてしまうのではないかと心配しています。

小さい場所と大きい場所では決め方が違うと思いますが、多少その中で、人の歩くところは決めてほしい。

提供してくれた人の、できるだけそのままの形で使えるように考えてもらえればありがたいと思います。

せっかく下がこういう形になっていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

みどり推進課長 委員のご意見も踏まえて、注意しながら管理していきたいと思ひます。

会 長 今のお話も練馬区のみどりの豊かさの質の部分に大きく関係してくるお話だと思ひます。大事にするべきところをきちんと評価して、維持し、継承して次の世代にまで残るようになるものにする必要があると思ひます。

A 委員

資料6 についてです。今回は2回目で、初めて具体的に質の評価の参考資料を出していただきました。

質問に入る前に1つだけ確認をしたいのですが、練馬区はみどり30という計画がありながら、この間、みどりが減る一方でなかなか目標の達成ができない。

その背景があって質の評価もしようではないかということで新しい観点、手法を取り入れたのだと思います。しかし、練馬の特性はみどり豊かで農地もあることですので、そのみどりをこれ以上減らさない努力はぜひ区として今後も全力を挙げてほしいと思っていますが、その考え方をまず伺ってから質問に入ります。

みどり推進課長 特色ある公園も含めまして公園は毎年増えている一方で、農地、樹林地といった民有の所有地は減っている傾向にあります。これは増えるというよりもこれをどう維持していくかが重要だと思っています。ただ、あくまで農地にしても、所有者の意向が大きなものです。その中では、農地は農業の後継者がいないと、やむなく開発されてしまう。樹林地のようなまとまったみどりについては、基本的には残していけるように都市計画の制度を使いながら、区としても今後保全に努めていきたいと考えています。

A 委員

その上でお聞きします。別表のほうで、みどりの骨格形成の中に都市の環境骨格形成とあります。視点としては、区の特性を踏まえたみどりのネットワークが健全に形成・保全されているかどうかということで、評価項目の中にみどりの拠点と軸があります。この軸が都市計画道路や河川の整備となっているのですが、その意味です。

練馬区は都市計画道路の整備率を10年後に8割に上げていきたいと言っています。この整備率を上げることと道路沿いにみどりを植えることはセットで指標として評価項目に入れているのかどうかを伺いたいのです。

都市計画課長

都市の骨格形成については、改定中の都市計画マスタープランの中で都市の骨格、基本的な軸となる都市計画道路を指定してあります。その中でみどりの風吹くまちビジョンを含めて、都市計画道路の整備率を大きな目標に掲げていますが、その整備で、直ちにみどりの形成がなされるとは必ずしも考えておりません。

今後、都市計画道路の整備に当たっては、練馬区として、豊

かなみどりをたたえた都市計画道路を整備していくという一つの大きな考え方を持っています。みどりの軸として今後は積極的に捉えていきます。既存の都市計画道路では全てではないですが、とりわけ今後整備していく道路は、その観点をしっかりと見据えて整備していくので、ここでも今後の整備に当たっての考え方として述べているものです。

ですから、都市計画道路の整備率とこれとはリンクしませんが、都市計画道路の整備の考え方とこれとはリンクしています。このように捉えてもらえればと思います。

#### A 委員

私はそこが気になっています。

例えば既存の都市計画道路では、練馬区役所の前の目白通りのポプラの様な樹木を守り、環境破壊から守っていくために公害に強い樹木を植え、増やしていく。練馬区役所の南の昔は川だった緑道の両側には、ケヤキの並木があります。生活道路では、その様な場所を守っていく。その様な軸を整えていくなれば私は理解できます。

しかし、例えば都市計画道路を通すことで、計画線上にある憩いの森が潰される計画が現にあります。これは少し違うのではないかと思います。考え方を教えてください。

#### 都市計画課長

都市計画線上にあるみどりを残すかどうかではなく、都市計画道路網は都市の骨格として、単にみどりだけでなく、防災、交通安全等の総合的な観点から計画されています。これは実現していかなければならない。一方で多様なみどりを残すことも一つの大きな目標として捉えていくべきことです。みどりが道路かの二者択一ではないと考えています。これがまず1点。

様々なみどりがある中で、何を骨格と捉えるかということですが、この別表にある都市の環境骨格形成は、これから整備していく都市計画道路を、みどり豊かな街路樹をたたえたものとして、みどりの軸としていくものです。

例えば補助 135 号線大泉学園通りの様な、みどりのトンネルになるような都市計画道路や、国道 20 号線で八王子に行きますと立派なイチョウ並木が連なっています。これらが正にみどりの軸となっているものです。

現在の都市計画道路がみどりの軸になっているかということ、例えば目白通りは軸になっておりません。いずれは、そうしていくことも考えられると思います。まずは今後作る都市計画道路を、みどりの軸としても機能するものとして造っていきたい。これが現在の練馬区の考え方です。

A 委員           私が最初に練馬区でこれ以上貴重なみどりを無くさないでほしいと聞いた理由は、矛盾する事態が練馬区で起きつつあるからです。それが心配で区の考え方をお聞きしたのです。

みどりの質と量を守るのであれば、評価項目に軸と入れるのはいいです。しかし、整備と一体という考え方は排除していただきたいと思います。

都市計画課長    都市計画道路ができたからみどりが確保できたということではなく、都市計画道路を整備する際に、みどりを確保することです。都市計画道路はみどりの軸としても、街路樹が1本もない道路を作って、みどりの軸だと言い張るつもりは全くありません。これからみどり豊かな都市計画道路を造っていくと私どもは申し上げています。

A 委員           最後に1点だけ言います。ここは緑化委員会なので、みどりを守りたいという意味では、皆さん一致していると思います。しかし、これから練馬区がどんな街を創っていくのかを見ると、みどりが減る方向になると思わざるを得ないです。

質の評価を取り入れたのであれば、守り切る決意のもとに、質の評価をしてもらいたいです。軸を入れるのはいいですが、都市計画道路と入れられると、私としては非常に懸念する所があります。

会 長           この「軸（都市計画道路や河川）」は書き方が非常に誤解を生みやすいものと私も思います。

都市計画道路に限らず、道路整備に当たっては全てみどりの軸となるようにしてほしいし、既存の道路の改修等においても、みどりを増やしていくということですよ。その方針が解るような書き方が必要だと、私も今の話を伺いながら思いました。

河川についても同じです。今の三面コンクリ張り等の河川を、みどりを感じられるものに変えていくことも必要でしょう。

いずれにしても、これは評価項目なので、一般の人も評価できると思えるような記述の仕方を考えなければと思います。

G 委員           実際に、放射7号線のところに私の町が入っているので、今そのまちづくりをずっとやっています。

当然、住宅地の農地のところを道路が来ますので、地域からみどりを多くしてほしいと要求をしています。

途中までは高い街路樹が来ていましたが、うちにはそこまで高い木は要らないので、もっと低い木を数多く植えてほしい、

みどりが多くなるように、自転車道と歩道の間にも木を植えてほしい等の要望を出しています。大体それが通っています。

道路を造るときには、都市計画をやっています。我々もですが、地域の人が入って、積極的に意見を言って、みどりを増やそう残そうとしています。ぜひ同様の計画があるときには、我々も含めて地域の人と、また先生方と力を合わせて、そのような街にしていきたい。

大きく格好がいい道路を造り車が走れば、近代的でいいようですが、みどりがなくなればだめだと、私たちが意見を言ったので、放射7号線の学園通りから向こうは今までと全く違った道路になると思います。ですから、その様なときに意見を言って、我々もみどりを残してほしい、むしろ増やしてほしい言っていますので、多分、区も都もその考えだと私は思います。

みどり推進課長 先ほどの話にも関係しますが、都市計画道路が大きな軸となってネットワークができ、その中に区道があり、そこにもみどりが植わってネットワークになる。

都市計画道路を造るときには、今、委員が言われたように、地元の皆さんの意向も踏まえ、みどりの視点を置くことが大事です。

道路を造る上で、既存の畑や樹林地が消滅するのも事実ですが、それ以上に連続したみどりの街道や、その周辺の樹林地を確保することで、みどりの骨格形成となります。みどりを蔑ろにせず、その様な施設を合わせて造りたいと考えています。

H委員

みどりの豊かさを評価するための新たな手法ということで、質の評価検討案が出てきまして、ここまでおまとめいただいた会長はじめ皆さんのご努力には敬意を表します。都市計画道路のお話がありましたが、そもそも何のためにみどりを守るのかというと、区民の生活、福祉の向上に資するためにみどりを守り育てていくという観点が重要かと思います。ただ単にみどりの量を増やせばいい、既存のものを守ればいいということではなく、質を高めるためには、こうした都市計画道路を軸にして考えていくことは、ぜひ進めてほしいと思います。

この新たな手法で、質を評価するというのは正直難しいことだと思いますが、「みどりの風吹くまちビジョン」というぐらい、練馬は今みどりをPRをしているので、区民全体にみどりの価値や意義が浸透するような評価案にしてほしいと思います。

ただ、私も区民の皆さんとお話をすると、みどりの多いことは一つの自慢になっていますが、その意義はまでは伝わって

かないのかと思っています。

今回、大区分・中区分・視点・評価項目と出てきましたが、量と重なっているところ等も見受けられます。私が個人的にみどりに期待をするものは、例えば自分の暮らしへの癒やしや、みどりがあると空気感が違う等、生活の中にある区民目線や感性を計る軸が足りないかと思います。例えば、緑地が学校の教育に役に立っているか、地域の中に緑地の存在や名前が浸透しているか、緑地は似た名前ばかりで、あの緑地が何緑地かは区民の皆さんに響いてない等、もう少し区民目線や感性を生かした物差しがないと、取りまとめても、みどりを守るために税金を使う目的は何か、我々は区民の皆さまに答えを出さなければならぬのです。

学術的な観点が少し盛り込まれているのは非常にいいと思うのですが、そういった視点で区民の本当に目線に響く評価項目等をしっかりと検討してほしいと思います。そのあたりの考えをお聞かせください。

みどり推進課長 本日は別表での表現までですが、実際には、今、委員が言われた様な区民目線、いわゆる癒やしの空間、空気、そこに行くのと落ちつく等の生活の中のみどりという視点での評価がこの区分に入ります。

本当に細かいカテゴリーの中ですが、最終的にはその様な表現や視点も決して置き去らずに盛り込みたい。次回は細かいお話ができると思いますので、ご理解ください。

H委員 その意味では、この練馬のモデルが23区で先端ならば、日本でも最先端なわけです。都市のみどりを量るに最適な最先端のモデルであるとの評価を受けるくらいの意気込みで頑張ってもらえることを期待していますので、よろしく願います。

みどり推進課長 どこでもやっている作業ではないと認識しております。委員の意向も踏まえ、外に出せる内容を作りたいと考えています。

会 長 考えられる項目は全部一遍出してみようと、区民の方に説明するときに、明確に説明できるものを出していこうと思います。全部出して、それを統廃合する様な作業を、私も口を出しながらやってもらっています。皆さんに今日いただいた意見も反映してもらいながら、より納得できるものにしてほしいと思います。

練馬以外でも、公有の公園や街路樹のみは確実に増えていま



す。一方で民有地のみどりは相続等の問題で減っている。それで全体的には減ってしまう。区民の方一人一人のみどりを減らすな、守れ、増やせという訴が力になって、みどり推進課や環境部等が頑張ろうとなっていていきますので、皆さまにもっと、声をここでも上げてほしいと思いますし、一般の区民の方々一人一人が、減らされると嫌だ、増やしてほしい、きれいに手入れしてほしい、みどりにお金をかけてほしいと言ってもらえるような方向性に何とか持っていきたいと思います。ぜひ今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

あとはよろしいですか。

I 委員

I 番の自然の環境骨格形成とII番の優れた自然環境という、この中区分の2つですが、その先の視点と評価項目を見ると、その2つの差がわからない。どちらも生物多様性云々と同じような項目に見えます。これを分けた理由と、詳細はどんな考えか、説明をもらえればと思います。

みどり推進課長

I 番の自然の環境骨格、そしてII番の優れた自然環境ということで、似てはいます。自然環境を骨格の1つとして捉え、中に生物が入ってきます。優れた自然環境は、どの様な生物がいるのか自然に特化した部分で取り上げてみました。

環境部長

I 番は、みどりの骨格形成を軸として、拠点と軸でやっていくものです。まずネットワークの屋台骨をつくり、拠点をつくります。その中で自然環境を生き物がどう移動していくのかとの視点です。もう一方はそのネットワークの中のすき間の部分にいる生き物です。

差異でやっていますので、大区分をごらんいただくと、一方では骨格形成、もう一方では環境保全機能という全面的に網をかけるもの、その様なイメージで分けています。中身は同じ生き物を大事にする内容ですが、軸の考え方と面的に捉える視点の差で、この2つを設けているということです。

I 委員

観点は何となく分かってきましたが、評価項目に今挙がっている項目では、どちらにも入る様な項目に見えます。これが今後どう展開するのか、分かる範囲でお話してください。

みどり推進課長

両方混在している部分は同じ内容です。項目の例示への意見をいただきましたので、表現が似ているものは、違いが分かるように表現を工夫したいと思います。

環境課長 生物の移動としては、例えばシジュウカラを取り上げて、複数個所にいるとなれば、ある程度移動できる環境が連続していると捉えられる。その様な評価もあります。このⅡ番は個々の場所に何の生き物が住めるか、その様な評価になると思います。実際の評価手法はこれからの検討ですが、今まで見てきた違いでは、その様な違いが出てくると思います。

I 委員 ありがとうございます。わかってきました。今後の検討をよろしくお願いします。

もう1点ですが、Ⅱ番の環境保全の快適な生活環境の中で、評価項目に気温と緑地の分布状況とあります。気温だけが拳がっていて、同じような項目ならば大気の状態、騒音の軽減等もこの中に入りそうに思います。検討しているかと思いますが、何か挙げていない理由があれば教えてください。

みどり推進課長 ここでは気温と緑地の分布という表現に留めていますが、それ以外にも今、挙げられた、大気、遮音性も含む、環境にどれだけ寄与しているかも盛り込んでいます。本編では表現できると思います。

I 委員 わかりました。ありがとうございます。

会 長 他にはいかがですか。次がもうある程度固まったものが出てくることとなります。今日言い足りなかったことや後で思いついたことがありましたら、適宜事務局にメール等で申し出てくれればありがたいと思います。

これで次第の案件は全て終了となりますが、最後に事務局から名木の倒木の報告があるとのことですので、お願いします。

みどり推進課長 ねりまの名木の枝折れについて、口頭でご報告します。

10月25日日曜日の未明に、練馬四丁目白山神社の大ケヤキが枝折れしました。これは区の名木と保護樹木に指定されており、国の天然記念物にも指定されています。樹齢900年近いケヤキです。

当日は前日から木枯らし1号が吹いており、それが原因と考えられます。白山神社には、境内の階段の上下に1本ずつ大ケヤキがあり、今回、折れたのは階段の上のケヤキです。

ケヤキ本体は既に腐朽しており、これまで区が樹木医による処置や補強処置を施していましたが、既に仮死状態にありまし

た。皮一枚でつながっていた幹が強風で折れてしまい、現在は枯れた本体が残っている状況です。

区としては、名木・保護樹木としての樹勢が残っていないため、残念ながら解除の見込をもっていません。現在、所有者である白山神社および総代会と、解除申請に向けた調整を行っており、文化庁とも指定解除に向けた調整を行っています。

解除の報告を次回の本委員会の案件として提出し、状況写真をもとに改めて皆様に説明する予定です。本日は取り急ぎ、口頭で報告いたしました。

会 長                   ただいまの件について、何かご質問ありますか。次の委員会で案件として出てくるとのことですので、よろしいですか。

それでは、次回の日程について、事務局からお願いします。

みどり推進課長   先ほど今後の予定でもご説明しましたが、次回の緑化委員会は明年1月の開催を予定しています。詳細な日程が決まり次第、皆様にご連絡します。

会 長                   本日の緑化委員会の案件は全て終了になります。

大分夜になって冷え込んできていますので、お風邪などお召しにならないように気をつけてお帰りいただきたいと思えます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —